

【まだら本州日本海北部系群】ステップ 2 への移行に際して利用する資料

1. 資源管理基本方針の一部を変更する告示案についてのパブリックコメント資料
2. 令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）まだら本州日本海北部系群
漁獲可能量（T A C）の設定及び配分について（案）
3. 試行目安数量の試算結果（参考）

1. 資源管理基本方針の一部を変更する告示案についてのパブリックコメント資料

まだら本州日本海北部系群の別紙2の変更について

1 変更の趣旨

- (1) 特定水産資源であるまだら本州日本海北部系群については、令和6年7月から資源管理基本方針第1の(5)の①に定めるステップ1（漁業者による漁業法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階）の取組が行われている。
- (2) 令和7年7月から、資源管理基本方針第1の(5)の②に定めるステップ2（ステップ1の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階）に移行するにあたり、所要の変更を行う。

2 変更の内容

以下のとおり、資源管理基本方針別紙2-43の第2及び第6について変更を行う。

変更後	変更前
(別紙2-43 まだら本州日本海北部系群 (ステップアップ管理対象資源)) 第1 (略) 第2 管理年度 7月1日から翌年6月末日まで(ステップ 2) 第3～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理 区分への配分の基準等 1 法第15条第1項第2号の都道府県別 漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理 漁獲可能量並びに国の留保について、 「 <u>試行水準</u> 」として設定する。この場合 において、都道府県及び大臣管理区分 における管理を行う目安として、2及 び3に基づく数量を算出し、「 <u>試行目安 数量</u> 」として提示する。 2 試行目安数量は、漁獲可能量から国	(別紙2-43 まだら本州日本海北部系群 (ステップアップ管理対象資源)) 第1 (略) 第2 管理年度 7月1日から翌年6月末日まで(ステップ 1) 第3～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理 区分への配分の基準等 本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開 始する際に定める。

<u>の留保を除いた数量に、平成３０年（２０１８年）から令和４年（２０２２年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u> <u>３ 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ２において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ３以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u> 第７～第９ （略）	第７～第９ （略）
---	------------------

2. 令和7管理年度（令和7年7月～令和8年6月）まだら本州日本海北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和7年3月
水産庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和5年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙2-43に定める漁獲シナリオで算定されたABC（生物学的許容漁獲量）をTACとする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和15年（2033年）に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
 - ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に調整係数（ β ：0.95）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
 - ③ ②により得られる値をABCとし、TACは当該値を超えない量とする。
- ※ なお、ステップ1・2では、漁業法第33条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（3）令和7管理年度（令和7年7月～令和8年6月（ステップ2））のTAC（案）

特定水産資源	TAC
まだら本州日本海北部系群	2,600 トン

（参考1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：5.2千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：2.5千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成する親魚量）
- (3) 禁漁水準値：0.4千トン（最大持続生産量の10パーセントを達成する親魚量）

(参考2) まだら本州日本海北部系群TACの推移

単位：トン

特定水産資源	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)
まだら本州日本海北部系群	2,600	3,260

2 配分(案)

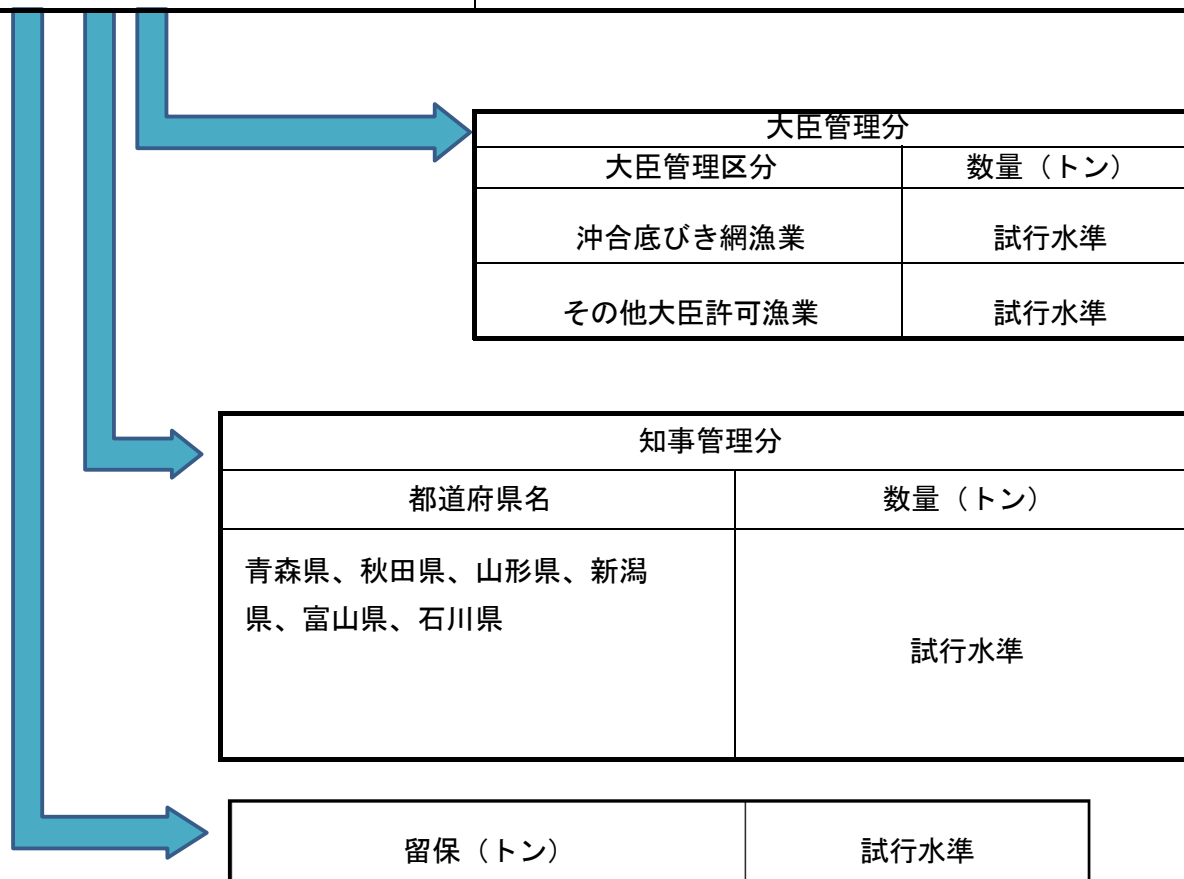
ステップ2のため、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量については、別紙のとおり「試行水準」として設定する。国の留保についても「試行水準」として設定する。

また、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の目安として、TACの全量に過去5か年(平成30年から令和4年まで)の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。

(別紙)

令和7管理年度まだら本州日本海北部系群漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

特定水産資源	TAC（トン）
まだら本州日本海北部系群	2,600



(参考)

3. 試行目安数量の試算結果

令和7管理年度まだら本州日本海系群の試行目安数量（速報値）

管理区分	試行目安数量 (トン)	参考シェア (%)
沖合底びき網漁業	301	11.56%
その他大臣許可漁業	0	0.00%
青森県	526	20.24%
秋田県	289	11.10%
山形県	351	13.51%
新潟県	539	20.73%
富山県	14	0.54%
石川県	580	22.32%
留保	0	0.00%
合計	2,600	100.00%

※現時点で想定されるTACの全量（留保＝0 パーセント）に過去5か年（平成30年から令和4年まで）の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量。